

(様式4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 _____ 地域安全課 _____

No. 03

不利益処分の内容	小田原市自転車駐車場の使用許可の取り消し	
根拠法令及び条項	小田原市自転車駐車場条例第13条	
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。 (1) 偽りその他不正な手段により第8条第1項の許可を受けたとき。 (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は第8条第2項の条件に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、自転車駐車場の管理上支障があると認められるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年12月1日設定 (平成年 月 日最終変更)

(様式4裏面)

処 分 基 準	基 準	
------------------	-----	--